

# 福山市立旭小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」について、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

### （1）言語的攻撃

「言葉」によるいじめは、多くのいじめの出発点である。この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐことにつながる。

例・本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。

- ・身体や動作について「臭い」「汚い」「ぐず」などの不快な言葉を用いて悪口を言う。
- ・「点取り虫」「～と仲がいい」など冷やかしたり、からかったりする。

### （2）身体的攻撃

身体に関わる被害があるときは、いじめが進んでいる場合が多く、広範な被害を受けていることを想定して対応する必要がある。

例・わざとぶつかったり、通る時に足をかけたりする。

- ・肩パンチをしたりプロレスごっこや武術の技等の練習台にしたりする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねるなどの暴力をふるう。
- ・靴に画鋲やガムを入れる。
- ・衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする。

### （3）社会的攻撃

いじめの多くは、集団で行われる。当事者だけでなく、集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要である。

例・仲間外れにしたり、集団で無視をしたりする。また、仲間外れにするように第三者に働きかける。

- ・恐喝、たかり、物を売り付ける。ゲームソフト等を「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗んだり、隠したり、落書きをしたり、捨てたりする。
- ・使い走りをさせたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

#### (1) いじめの問題への認識

- ①いじめは、どの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- ③いじめは、全ての児童に関係する問題である。
- ④いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### (2) いじめの問題への指導方針

- ①いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。
- ②全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。
- ③いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

#### (3) いじめの問題への対応

- ①いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- ②いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し対応する。
- ③家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

### 4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

## 5 いじめの防止等に係る具体的な対応

### (1) いじめの未然防止

- ①学校全体で、児童一人一人を認め、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組み、生徒指導の機能を重視した「分かる授業」を展開し、児童の自己有用感を高める。
- ②全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ③児童の自発的な活動を支援するとともに、縦割り活動を実施し、協力したり協調したりすることの大切さを学習させ、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ④教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識すると共に学校全体で暴力や暴言を排除する。
- ⑤いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組みについて児童や保護者に啓発する。
- ⑥いじめ相談窓口が設置してあることが常に目に触れるように各部屋に掲示しておく。
- ⑦インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策として、インターネット等の使用状況調査を行い実態把握すると共に、モラル教育をする。
- ⑧校区の小学校や中学校と情報交換を毎週1回実施する。

### (2) いじめの早期発見

- ①いじめアンケート調査と児童面談を学期に一回行う。
- ②いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。また、地域や関係機関との連携もする。
- ③昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に把握する。
- ④ノートや日記指導から交友関係や悩みを把握する。

### (3) いじめの早期対応

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止委員会を開き、対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、福山市教育委員会及び福山東警察署等と連携して対処する。

### (4) いじめ防止委員会の活動

次の各項について生徒指導部等と連携を図り、その円滑な実施について統括する。

- ①いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ②いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- ③いじめの防止等に係る関係機関連携
- ④いじめの防止等を目的とする年間計画の策定
- ⑤いじめの防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- ⑥いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- ⑦いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- ⑧重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ⑨必要に応じた心理等外部専門家の招聘

## 6 重大事態への対応

いじめの中には、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

### (1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づき、次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。)
- 三 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申立てがあった場合。

### (2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、速やかに福山市教育委員会に報告するとともに、福山市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

#### ①問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

#### ②説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

#### ③再発防止への取組み

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとでの指導計画の策定
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組みの見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

## 7 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

(1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

(2) いじめ防止委員会において、アンケート結果、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。